

〔平成18年4月10日〕

日本司法支援センター理事長

日本司法支援センター保有個人情報の開示請求に係る手数料及び開示の実施方法に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、日本司法支援センターにおける保有個人情報の開示請求に係る手数料及び開示の実施方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(開示請求の手数料)

第2条 開示請求に係る手数料の額は、保有個人情報が記載されている法人文書1件につき300円とする。

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなす。

(1) 一の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書（保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物をいう。）にまとめられた複数の法人文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 開示請求手数料は、次の各号のいずれかに掲げる方法により納付するものとする。

(1) 日本司法支援センターが指定する銀行口座への振込

(2) 窓口での現金支払

(3) 現金書留

(開示の実施方法)

第3条 保有個人情報の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については別表左欄の文書の種別に応じて、同表右欄の開示の実施方法により行うものとする。

(法人文書の郵送料)

第4条 保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付するものとする。

(開示、訂正及び利用停止の受付窓口)

第5条 開示、訂正及び利用停止の受付窓口は、本部、地方事務所、支部又は出張所とする。

附 則

この要領は、平成18年4月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表

文書の種別	開示の実施方法
<p>1 文書又は図画 (2の項に該当するものを除く。)</p>	ア 閲覧
	イ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧
	ウ 複写機により用紙に複写したものの交付又は送付 (エに掲げる方法に該当するものを除く。)
	エ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付又は送付
	オ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付又は送付
	カ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付又は送付
	キ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付又は送付
	ク スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付又は送付
2 写真フィルム	ア 印画紙に印画したものの閲覧
3 録音テープ又は録音ディスク	ア 専用機器により再生したものの聴取
4 ビデオテープ又はビデオディスク	ア 専用機器により再生したものの視聴
<p>5 電磁的記録 (3の項又は4の項に該当するものを除く。)</p>	イ ビデオカセットテープに複写したものの交付又は送付
	ア 用紙に出力したものの閲覧
	イ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
	ウ 用紙に出力したものの交付又は送付(エに掲げる方法に該当するものを除く。)
	エ 用紙にカラーで出力したものの交付又は送付
	オ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付又は送付
	カ 光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付又は送付
キ 光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付又は送付	